

特定教育・保育施設等の利用定員について

1. 概要

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の支給を受けようとする事業者は、その事業所の所在する市町村長による当該支給に係る施設としての確認を受ける必要があります。

そして、確認には当該施設の利用定員を設定する必要があり、その設定をするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされていることから、今回その意見を聴取するものです。

なお、利用定員の増加・減少をしようとするときは、意見の聴取は不要となっています。

2. 利用定員を設定する特定教育・保育施設等について

今回、利用定員を設定する特定教育・保育施設等は、幼稚園（1件）です。当該施設等の概要は、以下のとおりです。

施設名	塩釜第二中央幼稚園
所在地	芦畔町13番51号
区分	幼稚園
事業開始日	令和5年4月1日
認可定員	260名
代表者	千坂 洋子
園長	千坂 洋子
開所曜日	月曜日～金曜日
休園日	日曜日・祝日・年末年始・夏休み等
開所時間	8時00分～18時30分
備考	私学助成の幼稚園から施設型給付の支給を受ける幼稚園に移行

3. 利用定員の設定について

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要です。

○利用定員の設定案

認可定員	利用定員	直近の利用人数 (R4.12)	過去3年間の利用人数		
			令和3年度	令和2年度	令和元年度
260名	105名	107名	120名	147名	154名

【参考】

○令和4年度市内幼稚園等一覧

No.	幼稚園名	所在地	施設類型	移行（予定）年度
1	塩釜ひまわり幼稚園	宇伊保石 234	私学助成幼稚園	—
2	塩釜中央幼稚園	旭町 4-8	新制度幼稚園	令和3年度
3	塩釜第二中央幼稚園	芦畔町 13-51	私学助成幼稚園	令和5年度
4	パドマ幼稚園	玉川 2-6-12	新制度幼稚園	令和2年度
5	カトリック幼稚園	新富町 15-1	新制度幼稚園	令和元年度
6	幼保連携型認定こども園 塩釜聖光幼稚園	泉ヶ岡 4-15	認定こども園*	令和元年度

※幼稚園と保育所の機能を兼ねている施設。1～2歳児についても保育施設として受入を行っている。新制度幼稚園同様に施設型給付の支給を受けている。

○施設型給付について

- ・内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（＝公定価格）に基づき給付。
- ・地域別、定員区分別で施設ごとの基本額を決定。
- ・基本額は、定員数が少ないほど単価が高くなるように設定されており、規模の小さい施設でも比較的安定した運営が可能。
- ・基本額に加えて各種加算があり、職員の配置や事業の実施状況等によって追加される。
- ・処遇改善等加算により、人件費のベースアップやキャリアアップによる手当の支給が可能。
- ・利用申込を受けたときは、利用定員に空きが無い場合等、正当な理由がない限り拒否できない。（＝応諾義務）